

問 1

CFP®認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会はファイナンシャル・プランニングのプロセスとして、6つのステップを示している。この6つのステップに関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<ファイナンシャル・プランニングの6つのステップ>

	内容
ステップ1	顧客に提供するサービス内容や必要となる費用について説明し、了解を得る。
ステップ2	(ア)
ステップ3	(イ)
ステップ4	***
ステップ5	(ウ)
ステップ6	***

※問題作成の都合上、表の一部を「***」にしてある。

<語句>

- A：作成したプランに従い、必要な金融商品の売買、不動産の売買および保険契約の締結・解除などの実行を支援する。
- B：顧客や家族の情報、ファイナンス状況の情報等を収集し、ファイナンス上の目標を明確化する。
- C：顧客の目標を達成するために必要なプランを作成し、提案書を提示する。
- D：顧客から受領した情報を基に、将来のファイナンス状況の予測・分析を行う。
- E：顧客を取り巻く環境の変化、税制や法律等の改正内容などを考慮し、プランの見直しを行う。

- 1. (ア) - D (イ) - C (ウ) - E
- 2. (ア) - D (イ) - B (ウ) - A
- 3. (ア) - B (イ) - D (ウ) - A
- 4. (ア) - B (イ) - C (ウ) - E

(問題 2)

(設問 B) 「金融商品取引法」および「金融商品の販売等に関する法律 (金融商品販売法)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引法において、金融商品仲介業を行うためには、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされている。
2. 金融商品取引法において、金融商品仲介業者は金融商品仲介業に関して、顧客から有価証券の預託を受けてはならないとされている。
3. 金融商品販売法における金融商品の販売には、預金の受入れを内容とする契約を預金者と締結することが含まれる。
4. 金融商品販売法において、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことにより顧客に損害が生じ、顧客が損害の賠償を請求する場合の元本欠損額は、当該重要事項の説明がなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定される。

(問題 3)

(設問 C) 「個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人情報取扱事業者は、一定の要件の下、匿名加工情報を第三者へ提供することができる。
2. 個人情報取扱事業者が、要配慮個人情報を取得するには、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。
3. 指紋など特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号などの個人識別符号が含まれる情報は、生存する個人に関するものであれば個人情報に該当する。
4. 個人情報取扱事業者は、変更前の利用目的との関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えるときでも、本人の同意を得れば個人情報の利用目的を変更することができる。

問2

CFP[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) パーソナルファイナンスにおける意思決定は合理的であることが望ましいが、現実には人はしばしばバイアスと呼ばれる偏りや先入観にとらわれた非合理的な意思決定をすることがある。「行動ファイナンス」では、こうしたバイアスには一定のパターンがあることを分析・指摘している。次の行動ファイナンスにおけるバイアスの名称とそのバイアスに該当する事象の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<バイアスの名称>

- (ア) 現状維持バイアス
- (イ) 現在志向バイアス
- (ウ) 極端性の回避
- (エ) ヒューリスティック (近道選び)

<事象>

- A：購入した株式の現在の価額が買値の半分になってしまったが、なかなか売却できず、そのまま持ち続けている。
- B：ハイリスク、ミドルリスク、ローリスクの3種類の投資信託がある場合、中間であるミドルリスクの商品を選択した。
- C：毎月分配型と累積投資型の投資信託がある場合、複利効果のある累積投資型よりも、分配金を毎月受け取れる毎月分配型に魅力を感じた。
- D：商品購入の選択をする際、全体的な分析をせずに、一部の特徴やキャッチフレーズにとらわれて判断した。

1. (ア) - A (イ) - C (ウ) - B (エ) - D
2. (ア) - A (イ) - C (ウ) - D (エ) - B
3. (ア) - C (イ) - A (ウ) - B (エ) - D
4. (ア) - C (イ) - A (ウ) - D (エ) - B

(問題5)

(設問B) 児童手当法に基づく児童手当および児童扶養手当法に基づく児童扶養手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各手当の支給要件を満たしているものとする。

1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、生計を同じくする父母は、児童手当の支給対象とされる。
2. 父子家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、生計を同じくする父は、児童扶養手当の支給対象とされない。
3. 児童手当および児童扶養手当はともに、対象児童が2人以上いる場合、1人当たりの金額に、対象児童の人数を乗じた金額が支給される。
4. 児童扶養手当は、児童手当が支給される場合でも支給される。

(問題6)

(設問C) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 事業主は常時雇用している労働者数に応じて、一定の割合(法定雇用率)以上の障害者を雇用することが義務付けられており、これを(ア)制度という。
- ・ 2018年4月1日から、民間企業における法定雇用率は2%から2.2%へ引き上げられた。
- ・ 障害者雇用義務の対象障害者には、精神障害者(イ)。

1. (ア) 除外率 (イ) が含まれる
2. (ア) 除外率 (イ) は含まれない
3. (ア) 障害者雇用率 (イ) が含まれる
4. (ア) 障害者雇用率 (イ) は含まれない

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

長谷川 仁志さん（本人・会社員）：現在680万円。2030年末に退職するが、2031年から2035年まで継続雇用で勤務する。2031年の収入は340万円（現在価値）となる。

長谷川 令子さん（妻・パート）：現在80万円。2024年末に退職する。

○一時的収入 仁志さんは、2030年に退職一時金2,000万円（手取り）を受け取る。

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間360万円（現在価値）。2026年以降、年間324万円（現在価値）となる。

○住宅関連費 持ち家（マンション）

住宅ローン：金利年1.0%（全期間固定）

元利均等返済（ボーナス返済なし）

債務者は仁志さんで64歳の年末に完済予定

年間返済額は121万円

固定資産税等：年間12万円

管理費および修繕積立金：年間33万円

○教育費

・ 長女は、私立大学文系（四年制）に通学している。

・ 長男は、私立高校に通学しており、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	高校		大学	
	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	40万円	90万円	85万円	120万円
入学一時金	15万円	35万円	30万円	30万円

○生命保険料 年間30万円（2033年からは年間24万円）

○自動車関連費

維持費：年間25万円（現在価値）

買替え：2025年に200万円（現在価値）

車検費用：2019年、2021年、2023年、2028年、2030年、2032年、2034年に車検を行う。費用は1回当たり10万円（現在価値）

○その他支出 毎年15万円（現在価値）

○一時的支出

家族旅行：2022年、2025年にそれぞれ30万円、2030年に退職記念旅行60万円（すべて現在価値）

【留意事項】

キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	49	50	51	52	53	54	55	56
		令子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54
		慶子 長女	20	21	22	23	24	25	26	27
		英樹 長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント					長男 大学入学	長女就職 家族旅行			長男就職 自動車 買替え 家族旅行	
			変動率							
収入	給与収入(本人)	0.5%	680	683	687	690				
	給与収入(妻)	0.5%	80	80	81	81			0	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-	760	763	768	771				
支出	基本生活費	0.5%	360	362						336
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	85	85		0	0	0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	90	90					0	0
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30
	自動車関連費	0.5%	35	25	35					
	その他支出	0.5%	15	15	15	15	15	15	15	16
	一時的支出	0.5%	0	0						
支出合計	-	781	773	812	(ア)					
年間収支	-	▲21	▲10	▲44						
預貯金等残高	0.5%	1,100	1,096	1,057					1,287	

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	57	58	59	60	61	62	63	64
		令子 妻	55	56	57	58	59	60	61	62
		慶子 長女	28	29	30	31	32	33	34	35
		英樹 長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント						退職記念 旅行	継続雇用			
			変動率							
収入	給与収入(本人)	0.5%					361	363	365	366
	給与収入(妻)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0	0
	収入合計	-					361	363	365	366
支出	基本生活費	0.5%							347	349
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	24	24
	自動車関連費	0.5%						37	27	38
	その他支出	0.5%	16	16	16	16	16	16	16	16
	一時的支出	0.5%		0	0	63	0	0	0	0
支出合計	-				654	583	595	580	593	
年間収支	-	133	(イ)	136	2,064	▲222	▲232	▲215	▲227	
預貯金等残高	0.5%	1,426						3,158	2,947	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題7)

(設問A) 長谷川さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 717 (イ) 85
2. (ア) 717 (イ) 123
3. (ア) 803 (イ) 85
4. (ア) 803 (イ) 123

(問題8)

(設問B) 長谷川さん夫婦は、長女の慶子さんから大学院進学を検討したいと相談を受けたことから、長男の英樹さんも大学院に進学した場合の家計への影響について知りたく、CFP[®]認定者に相談し、以下の〈見直しの内容〉を反映させたキャッシュフロー表を作成してもらうことにした。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

令子さん：現在の条件で、65歳まで働き続けるものとする。

大学院の学費：慶子さんおよび英樹さんともに、それぞれ年間90万円(現在価値)を大学院入学の年から2年間とする。なお、入学金は1年目の学費に含まれているものとする。

1. 873
2. 955
3. 981
4. 1,048

＜見直し後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	49	50	51	52	53	54	55	56
		令子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54
		慶子 長女	20	21	22	23	24	25	26	27
		英樹 長男	17	18	19	20	21	22	23	24
ライフイベント					長男 大学入学	長女 大学院 入学 家族旅行		長女就職	長男 大学院 入学 自動車 買替え 家族旅行	
			変動率							
収入	給与収入(本人)	0.5%	680	683	687	690				
	給与収入(妻)	0.5%	80	80	81	81				
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-	760	763	768	771				
支出	基本生活費	0.5%	360	362						336
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	85	85				0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	90	90						
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30
	自動車関連費	0.5%	35	25	35					
	その他支出	0.5%	15	15	15	15	15	15	15	16
	一時的支出	0.5%	0	0	0					
支出合計	-	781	773	812						
年間収支	-	▲21	▲10	▲44						
預貯金等残高	0.5%	1,100	1,096	1,057	1,025	1,013	1,104	(ウ)		

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
家族・年齢	長谷川 仁志	本人	57	58	59	60	61	62	63	64
		令子 妻	55	56	57	58	59	60	61	62
		慶子 長女	28	29	30	31	32	33	34	35
		英樹 長男	25	26	27	28	29	30	31	32
ライフイベント				長男就職		退職記念 旅行	継続雇用			
			変動率							
収入	給与収入(本人)	0.5%					361	363	365	366
	給与収入(妻)	0.5%					85	85	86	86
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0	0
	収入合計	-					446	448	451	452
支出	基本生活費	0.5%							347	349
	住宅関連費	0.0%	166	166	166	166	166	166	166	166
	教育費(長女)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(長男)	0.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
	生命保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	24	24
	自動車関連費	0.5%						37	27	38
	その他支出	0.5%	16	16	16	16	16	16	16	16
	一時的支出	0.5%		0	0	63	0	0	0	0
支出合計	-				654	583	595	580	593	
年間収支	-		207	220	2,149	▲137	▲147	▲129	▲141	
預貯金等残高	0.5%	1,301	1,515	1,743	3,901	3,784	3,656	3,545	3,422	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記載の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題9)

(設問C) 会社員の露木さんは、2030年3月末に定年退職をする予定である。露木さんは退職後の生活資金を準備するため、2020年4月1日から資金運用を開始する。定年退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自動車の購入資金に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、2024年4月1日からの6年間にわたり毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<条件>

- ・ 2020年4月1日から退職時までの10年間は、用意した貯蓄350万円(2020年3月末時点)を、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2020年4月1日からの4年間は、毎年3月末に30万円を積み立てながら、年利1.0%で複利運用し、2024年4月1日からの6年間は、その資金を年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2024年4月1日からの6年間は、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2030年3月末に退職一時金1,100万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職後は、蓄えた資金と受け取った退職一時金を年利1.5%で複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に65万円ずつ取り崩す。
- ・ 退職時から4年間、年利1.5%で複利運用し、2034年3月末に自動車購入資金として220万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
6年	1.062	1.093	1.126
10年	1.105	1.161	1.219
30年	1.348	1.563	1.811

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
6年	0.942	0.915	0.888
10年	0.905	0.862	0.820
30年	0.742	0.640	0.552

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
6年	6.152	6.230	6.308
10年	10.462	10.703	10.950
30年	34.785	37.539	40.568

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
6年	5.795	5.697	5.601
10年	9.471	9.222	8.983
30年	25.808	24.016	22.396

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
6年	0.173	0.176	0.179
10年	0.106	0.108	0.111
30年	0.039	0.042	0.045

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
6年	0.163	0.161	0.159
10年	0.096	0.093	0.091
30年	0.029	0.027	0.025

1. 17万円
2. 19万円
3. 20万円
4. 23万円

(問題 10)

(設問D) 2020年3月末に定年退職を迎える浅尾さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、2020年4月1日からの30年間、複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる予定である。以下の<条件>に基づく場合、2020年4月1日から2035年3月末までの当初15年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計は2,600万円(2020年3月末時点)である。
- ・ 2020年4月1日から2035年3月末までの当初15年間は、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。
- ・ 2035年4月1日からの15年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に60万円を取り崩す。
- ・ 2020年4月1日から5年間にわたり年利1.5%で複利運用し、5年経過後の2025年3月末に自宅のリフォーム資金として、700万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	1.051	1.077
15年	1.161	1.250

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	0.951	0.928
15年	0.861	0.800

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	5.101	5.152
15年	16.097	16.682

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	4.853	4.783
15年	13.865	13.343

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	0.206	0.209
15年	0.072	0.075

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%
5年	0.196	0.194
15年	0.062	0.060

1. 83万円
2. 92万円
3. 96万円
4. 98万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題11)

(設問A) 三上さん(会社員・年収540万円)は住宅購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入資金800万円と両親から贈与される100万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利1.50%(全期間固定金利)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は、3,350円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の7%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 2,500万円
2. 3,340万円
3. 3,580万円
4. 3,830万円

(問題 1 2)

(設問B) 東根さんは、以下の<住宅ローン>の借入れを検討中である。借入れから10年が経過した時点(返済回数120回終了後)で、残存期間に適用される金利が年3.50%となった場合に、返済額軽減型の繰上げ返済を行い、毎月の返済額(元利合計)が当初の10年間と変わらないようにしたいと考えている。その場合に必要な繰上げ返済額として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済のための手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<住宅ローン>

借入金利：年0.65% (当初10年間固定金利)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)

返済期間：25年(返済回数300回)

借入額：3,200万円

※当初の一定期間に適用される金利のみが決まっている元利均等返済の住宅ローンの当初の一定期間の返済額(元利合計)は、当初の一定期間に適用される金利が完済まで適用されるものとして計算される。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

期間	0.65%	3.50%
10年	1.06714	1.41834
15年	1.10238	1.68917
25年	1.17640	2.39582

[現価係数(1ヵ月用)]

期間	0.65%	3.50%
10年	0.93708	0.70505
15年	0.90713	0.59201
25年	0.85005	0.41739

[年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	0.65%	3.50%
10年	123.95122	143.43251
15年	189.01355	236.28603
25年	325.65519	478.56758

[年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	0.65%	3.50%
10年	116.15270	101.12669
15年	171.45916	139.88312
25年	276.82433	199.75088

[資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	0.65%	3.50%
10年	0.00861	0.00989
15年	0.00583	0.00715
25年	0.00361	0.00501

[減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	0.65%	3.50%
10年	0.00807	0.00697
15年	0.00529	0.00423
25年	0.00307	0.00209

1. 212万円
2. 311万円
3. 365万円
4. 507万円

(問題 1 3)

(設問C) 住宅ローンの「フラット35」(優遇金利が適用されたタイプは除く)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 団体信用生命保険への加入がフラット35の申込要件である。
2. 他の住宅ローンからの借換えに利用することはできない。
3. 融資金額の上限額は、1億円である。
4. 返済方法は、元利均等返済方式と元金均等返済方式があり、いずれかを選択することができる。

(問題 1 4)

(設問D) 独立行政法人日本学生支援機構が取り扱う貸与型の第二種奨学金(利息付)の返還に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 返還期日の到来していない割賦金の繰上げ返還は(ア)が認められ、繰上げに当たる期間の利息はかからず、返還総額は当初の予定どおりに返還した場合よりも少ない金額となる。
- ・ 災害や傷病、経済困難、失業など、返還困難な事情が生じた場合には、一定の要件の下、返還期限猶予制度や減額返還制度を利用することができる。返還期限猶予制度とは、一定期間、返還を猶予するものであり、減額返還制度とは、当初の割賦金を2分の1もしくは3分の1に減額して返還を容易にするものである。いずれの制度を利用した場合も、返還総額は当初の予定どおりに返還した場合(イ)金額となる。

1. (ア) 全額返還のみ (イ) と変わらない
2. (ア) 全額返還または一部返還 (イ) より多い
3. (ア) 全額返還のみ (イ) より多い
4. (ア) 全額返還または一部返還 (イ) と変わらない

(問題 15)

(設問E) 「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ（一定期間であれば、無条件で契約を解除・撤回することができる制度）等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、クーリング・オフの要件を満たしているものとする。

1. 電話で勧誘を受けてパソコンを購入する契約を結んだ場合、売買契約書等の書面を受け取った日から原則として8日以内であれば、クーリング・オフをすることができる。
2. 自宅を訪問してきた宝石の買取り業者に勧誘されて宝石を売却した場合、売買契約書等の書面を受け取った日から原則として20日以内であれば、クーリング・オフをすることができる。
3. 通信販売にはクーリング・オフの適用はないが、販売業者が販売条件に係る広告に商品の返品に関する特約を記載していない場合は、商品が届いてから8日以内であれば、返品することができる。
4. 訪問販売において、日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約を結んだ場合、契約を締結してから1年以内であれば、契約を解除することができる。

問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Jについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題16)

(設問A) 労働基準法に基づく年次有給休暇に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

2019年4月1日からすべての事業場において、管理監督者を(ア)、年次有給休暇の付与日数が1年間に(イ)以上の労働者に対し、そのうちの(ウ)の年次有給休暇については、労働者の確実な取得を目的として使用者に対してさまざまな義務が課されることとなった。

1. (ア) 含め (イ) 10労働日 (ウ) 年 5日
2. (ア) 除き (イ) 10労働日 (ウ) 年10日
3. (ア) 含め (イ) 20労働日 (ウ) 年10日
4. (ア) 除き (イ) 20労働日 (ウ) 年 5日

(問題17)

(設問B) 労働基準法に基づく労働時間に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、時間外労働の上限規制の適用の猶予および除外については考慮しないものとする。

- ・ 労働基準法では法定労働時間が定められており、労働時間の上限は原則として、1日について8時間、1週間について(ア)とされている。
- ・ 特別条項(労使で合意した臨時的な特別の事情)のない三六協定(時間外・休日労働に関する協定)を締結し、労働基準監督署へ届け出た事業場の時間外労働の上限は、原則として月(イ)、年360時間とされている。
- ・ 特別条項のある三六協定を締結し、労働基準監督署へ届け出た事業場は、臨時的な特別の事情がある場合、労働者に対し、限度時間を超えて時間外労働を行わせることができる。なお、その場合でも時間外労働は年720時間まで、時間外労働と休日労働の合計を月(ウ)未満にしなければならないなどと規制されている。

1. (ア) 40時間 (イ) 45時間 (ウ) 100時間
2. (ア) 40時間 (イ) 60時間 (ウ) 80時間
3. (ア) 48時間 (イ) 45時間 (ウ) 80時間
4. (ア) 48時間 (イ) 60時間 (ウ) 100時間

(問題 18)

(設問C) ZV株式会社で働いている成田さんは、最低賃金法における最低賃金と比較するために自身の2019年10月分の賃金を計算してみることにした。以下の<資料>に基づく、最低賃金の対象となる、時間あたりに換算した賃金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[成田さんに支払われた2019年10月分の賃金]

基本給	136,000円	月給制
職務手当	24,000円	月給制
時間外手当	8,000円	割増賃金含む
通勤手当	20,000円	
合計	188,000円	

※成田さんは、2019年10月に欠勤および早退等はしていない。

※上記以外に賃金の支払いはない。

[成田さんの労働条件]

年間所定労働日数：240日

1日の所定労働時間：8時間

[時間あたりに換算した賃金額の計算方法]

月給制の場合： $(\text{賃金月額} \times 12 \text{ ヶ月}) \div (\text{年間所定労働日数} \times 1 \text{ 日の所定労働時間})$

1. 850円
2. 1,000円
3. 1,050円
4. 1,125円

(問題 19)

(設問D) 大津さん(36歳)は、ZC株式会社で働いていたが、ZC社が倒産したため退職した。以下の<資料>に基づく、大津さんの雇用保険の基本手当の給付等に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、大津さんは、これまでに雇用保険の給付を受けたことはない。

<資料>

[大津さんの雇用保険の加入状況]						
勤務先	ZA社		ZB社		ZC社	
資格取得日	2005年4月 1日		2014年9月 1日		2017年11月 1日	
離職日	2013年3月31日		2017年8月31日		2019年10月31日	
[基本手当の所定給付日数]						
○一般受給資格者						
離職時の 満年齢	算定基礎期間	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
	65歳未満	90日	120日	150日		
○特定受給資格者および特定理由離職者						
離職時 の満年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
	30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
	35歳以上45歳未満		150日		240日	270日

大津さんがZC社を離職後すぐに公共職業安定所において求職の申込みを行う場合、基本手当の受給資格は(ア)となり、所定給付日数は(イ)となる。また、大津さんが基本手当を受給中に安定した職業に就いたときに、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上である場合は、申請することにより(ウ)が支給される。

1. (ア) 一般受給資格者 (イ) 90日 (ウ) 就業手当
2. (ア) 一般受給資格者 (イ) 120日 (ウ) 再就職手当
3. (ア) 特定受給資格者 (イ) 180日 (ウ) 再就職手当
4. (ア) 特定受給資格者 (イ) 240日 (ウ) 就業手当

(問題 20)

(設問 E) MW株式会社に勤務している荒木さん(59歳)は、60歳で定年を迎えた後も、同社の継続雇用制度を利用して働き続ける予定である。以下の<資料>に基づいて計算した、荒木さんの雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の支給額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続基本給付金の支給要件を満たしているものとする。また、賃金低下率および支給率は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入、支給額は円未満を切り捨てること。

<資料>

[荒木さんのデータ]

60歳到達時の賃金月額：450,000円

支給対象月に支払われる賃金額：300,000円

[高年齢雇用継続基本給付金の支給額の計算式]

支給額 = 支給対象月に支払われた賃金額 × 支給率 (注1)

(注1) 賃金低下率 (注2) が 61%未満の場合の支給率：15%

賃金低下率 (注2) が 61%以上 75%未満の場合の支給率：下記算式により計算

$$\text{支給率 (\%)} = \frac{-183 \times \text{賃金低下率 (\%)} + 13,725}{280 \times \text{賃金低下率 (\%)}} \times 100$$

$$\text{(注2) 賃金低下率 (\%)} = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{60\text{歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

[高年齢雇用継続基本給付金に係る限度額等]

賃金月額の上限度額	472,500円
支給限度額	360,169円
最低限度額	1,984円

1. 24,000円
2. 24,510円
3. 36,765円
4. 45,000円

(問題 2 1)

(設問F) GA株式会社に正社員として勤務する伊丹さん(35歳)は、2019年9月1日から9月30日までの1ヵ月間、父親を介護するために介護休業を取得し、2019年10月1日より職場復帰した。以下の<資料>に基づく、伊丹さんに支給される雇用保険の介護休業給付金の額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、介護休業給付金の支給要件を満たしているものとする。

<資料>

[伊丹さんの2019年3月から2019年8月までの給与等の状況] (単位:円)

月別実出勤日数	基本給	時間外手当	管理職手当	通勤手当	賞与
3月分 19日	288,000	36,000	—	12,000	—
4月分 21日	288,000	54,000	—	12,000	—
5月分 19日	324,000	—	45,000	12,000	—
6月分 20日	324,000	—	45,000	12,000	—
7月分 20日	324,000	—	45,000	12,000	648,000
8月分 21日	324,000	—	45,000	12,000	—
合計 120日	1,872,000	90,000	180,000	72,000	648,000

※9月は無給である。

※賞与は年1回7月に支給される。

[介護休業給付金に係る限度額等]

賃金日額の上限額	16,520円
支給上限額	332,052円

1. 239,190円
2. 247,230円
3. 319,590円
4. 332,052円

(問題 2 2)

(設問 G) 労働者災害補償保険の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特別加入者については考慮しないものとする。

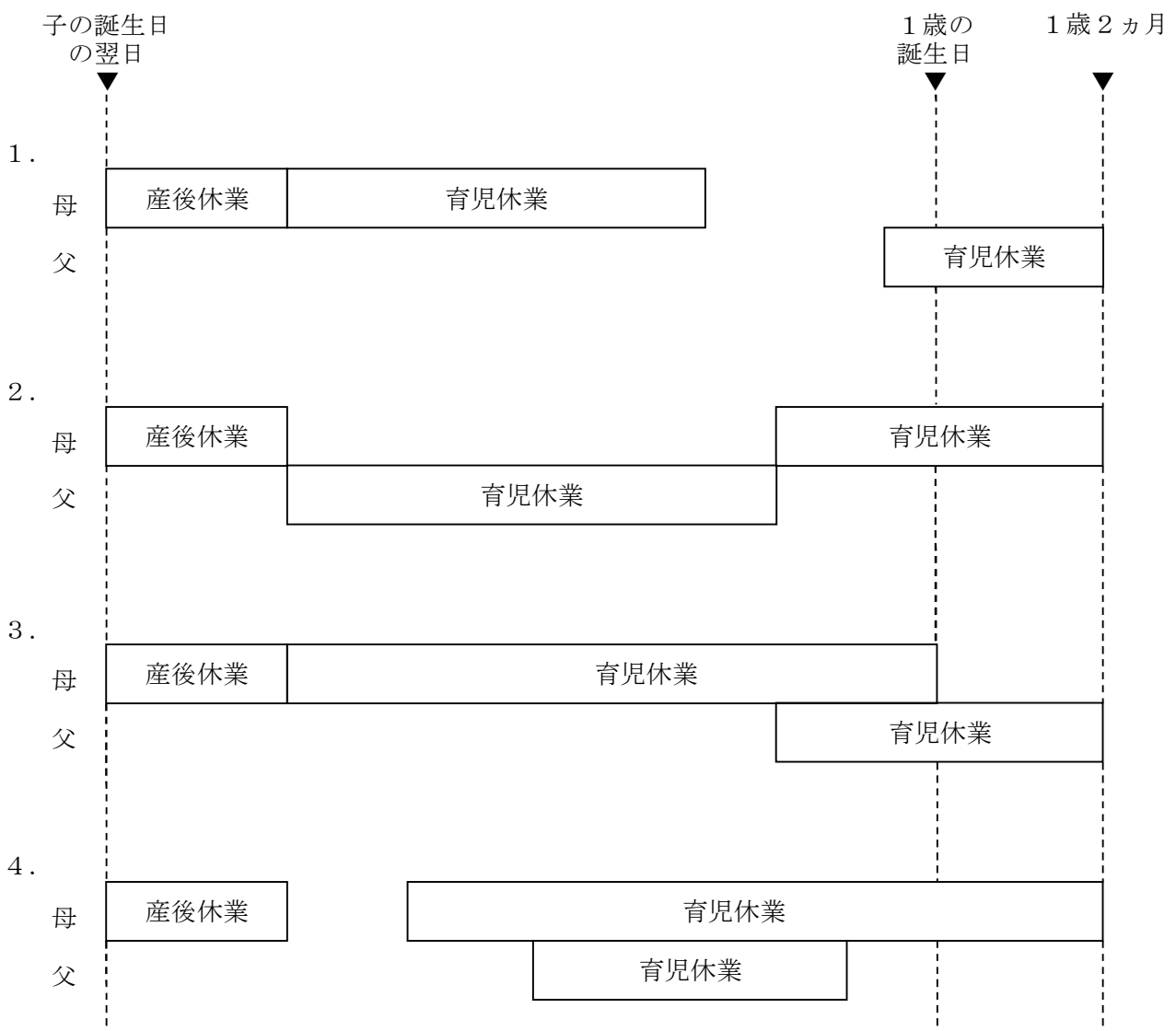
1. 労働者が業務上の災害により負傷し、緊急な治療を必要とするため労災保険指定医療機関以外の病院で治療を受け、治療費を支払った場合、その労働者の請求により療養の費用が現金給付される。
2. 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷または疾病による療養のために労働することができず、賃金を受けない日が4日以上となった場合に4日目から支給されるが、賃金を受けない3日は連続していなければならない。
3. 労働者が所定労働時間の一部について労働した日の休業補償給付の額は、原則として、給付基礎日額からその労働に対して支払われる賃金を控除した額の60%相当額である。
4. 傷病補償年金の支給を受けている労働者の傷病が治癒し、その傷病により障害等級に該当する程度の障害が残った場合、労働者の請求に基づき、障害補償給付が支給される。

(問題 2 3)

(設問H) 育児・介護休業法の「両親ともに育児休業をする場合の特例（以下「パパ・ママ育休プラス」という）」は、両親がともに育児休業をする場合に、一定の要件を満たすことにより育児休業の対象となる子が1歳2ヵ月になるまで育児休業を取得できる期間が延長される制度である。以下の図のうち、パパ・ママ育休プラスが適用されないものはどれか。

＜パパ・ママ育休プラスの適用要件＞

- ・ 配偶者が子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること
- ・ 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- ・ 本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること



(問題 2 4)

(設問 I) 育児・介護休業法に基づく子の看護休暇に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 週の所定労働時間が20時間未満の短時間労働者は、子の看護休暇を取得することはできない。
2. 子の看護休暇は、子が病気やケガをした場合の看護のほか、予防接種や健康診断を受けさせる場合も取得することができる。
3. 子の看護休暇は、子が小学校就学の終期に達するまで取得することができる。
4. 労働者が子の看護休暇を申し出た場合、事業主は時季変更を求めることができる。

(問題 2 5)

(設問 J) 国民年金法における第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、多胎妊娠ではないものとする。

1. 産前産後期間の保険料の納付が免除される期間は、原則として出産予定日が属する月の前月から4ヵ月間である。
2. 産前産後期間の保険料の納付が免除された期間は、保険料全額免除期間として老齢基礎年金の年金額に反映される。
3. 産前産後期間の保険料の納付が免除されている人は、その期間、付加保険料を納付することができない。
4. 産前産後期間の保険料の納付が免除されている人は、その期間、国民年金基金の加入員となることができない。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題26)

(設問A) 個人事業主の横川和孝さん(44歳)は、妻と子の3人でHX市に居住している。以下の<資料>に基づく、和孝さんが支払う2019年度分の国民健康保険と介護保険の保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満の端数を切り捨てること。

<資料>

[横川家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
横川 和孝	本人 (世帯主)	44歳	前年の総所得金額(事業所得) 510万円
横川 泉美	妻	38歳	専業主婦(所得なし)
横川 翔太	長男	17歳	高校生(所得なし)

※家族3人は同一世帯であり、3人はそれぞれHX市の国民健康保険の被保険者である。

[HX市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除33万円

項目	所得割の率	均等割(1人当たり)
医療分	5.80%	31,000円
後期高齢者支援金等分	1.90%	12,000円
介護分	1.70%	13,000円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、年齢にかかわらずすべての被保険者について賦課される。介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については考慮しないものとする。

1. 590,200円
2. 616,200円
3. 621,400円
4. 647,400円

(問題 27)

(設問B) KA株式会社に勤務している大垣渉さんは、2019年12月末に60歳定年を迎えた後も、継続雇用制度を利用して2020年1月から65歳になるまで働く予定である。以下の<資料>に基づく渉さんが再雇用された後の大垣さん夫婦(同一世帯)の社会保険の加入に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項は考慮しないものとする。また、本設問における協会けんぽの被保険者とは、一般の被保険者(日雇特例被保険者、任意継続被保険者以外の被保険者)のことをいう。

<資料>

[大垣さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
大垣 渉	本人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1959年12月24日生まれ(59歳) ・ KA社に勤務しており、協会けんぽの被保険者である。 ・ 60歳到達時点の勤続年数は38年である。
大垣 桂子	妻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1959年8月17日生まれ(60歳) ・ KB社でパート勤務をしており、主として渉さんに生計を維持されている。

[渉さんのKA社における2020年1月以降の勤務形態等]

- ・ 1日5時間、週5日勤務
- ・ 継続して1年以上雇用される見込みである。
- ・ 月額給与：200,000円
- ・ 特別支給の老齢厚生年金は、月額100,000円の見込みである。
- ・ KA社の社員数は1,000人で、通常の労働者の週の所定労働時間は38時間である。

[桂子さんのKB社における2020年1月以降の勤務形態等]

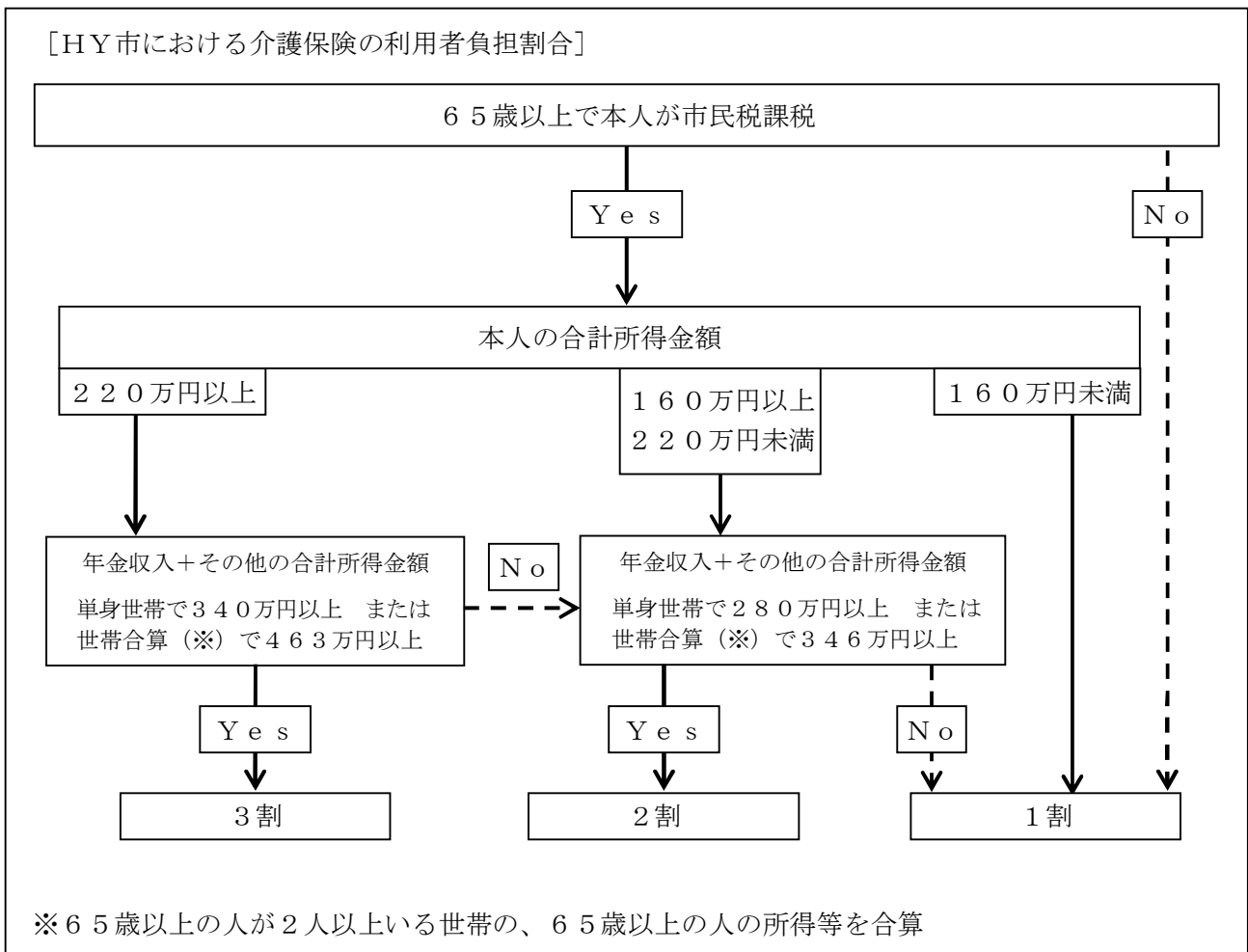
- ・ 1日5時間、週3日勤務
- ・ 継続して1年以上雇用される見込みである。
- ・ 月額給与：90,000円
- ・ 特別支給の老齢厚生年金は、月額10,000円の見込みである。
- ・ KB社の社員数は700人で、通常の労働者の週の所定労働時間は38時間である。また、KB社は協会けんぽの適用事業所である。

1. 渉さんは、KA社において厚生年金保険の被保険者とならない。
2. 渉さんは、KA社において協会けんぽの被保険者となる。
3. 桂子さんは、KB社において協会けんぽの被保険者とならない。
4. 桂子さんは、国民年金の第3号被保険者とならない。

(問題 28)

(設問C) 以下の<ケース1>~<ケース3>の人が、2019年11月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとし、合計所得金額は前年の所得によるものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



[公的年金等控除額の速算表（65歳以上）]

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
330万円未満	120万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金)収入	市民税
<ケース1>	安藤 和彦	夫	70歳	300万円	課税
	安藤 里子	妻	70歳	300万円	課税
<ケース2>	山根 聡	夫	74歳	250万円	課税
	山根 由香	妻	73歳	150万円	非課税
<ケース3>	別所 大介	夫	75歳	350万円	課税
	別所 明美	妻	81歳	100万円	非課税

※上記の人はいずれも公的年金収入のほかに収入はない。

※上記の人はすべてHY市に居住しており、夫婦はいずれも同居している（同一世帯である）。

※いずれの世帯も、上記の人のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. <ケース1>の安藤和彦さんの利用者負担割合は、2割である。
2. <ケース2>の山根聡さんの利用者負担割合は、1割である。
3. <ケース2>の山根由香さんの利用者負担割合は、1割である。
4. <ケース3>の別所大介さんの利用者負担割合は、3割である。

(問題29)

(設問D) 協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、被扶養者となる要件を満たしているものとする。

1. 戸籍上婚姻の届出をしていないが被保険者と事実上婚姻関係と同様の事情にある人は、主として被保険者により生計を維持されていても、被扶養者となることができない。
2. 被保険者と同一の世帯に属していない被保険者の子の年収が、被保険者からの援助額よりも多い場合には、原則として生計維持関係があるとは認められない。
3. 被保険者と同一の世帯に属している被保険者の弟の年収が200万円で、被保険者の年収の2分の1以上である場合には、原則として生計維持関係があるとは認められない。
4. 協会けんぽの被扶養者が75歳に達し、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、被扶養者ではなくなる。

(問題30)

(設問E) 以下の<資料>に基づき、橋口隼人さんが2019年9月に支払った医療費に係る協会けんぽの高額療養費(世帯合計額)を請求した場合、払戻しされる額として、正しいものはどれか。なお、多数回該当および入院時の食事代等、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[橋口家の2019年9月の医療費等]

氏名	続柄	年齢	医療機関	入院/外来	医療費	自己負担額	備考
橋口 隼人	本人	55歳	RA病院	入院	90万円	(***)円	(注1)
			RB歯科医院	外来	5万円	15,000円	(注2)
橋口 美月	妻	47歳	RC医院	外来	12万円	36,000円	
橋口 真緒	長女	20歳	RD診療所	外来	3万円	9,000円	

(注1) RA病院には健康保険限度額適用認定証を提示している。また、医療費には隼人さんが希望した個室使用による差額ベッド代10万円が含まれている。

(注2) RB歯科医院、RC医院、RD診療所には健康保険限度額適用認定証を提示していない。

※問題作成の都合上、表の一部を「***」にしてある。

[橋口家のデータ]

- ・ 隼人さんは協会けんぽの被保険者である。
- ・ 隼人さんの標準報酬月額は56万円である。
- ・ 美月さんと真緒さんは隼人さんの健康保険の被扶養者である。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額(月額)]

所得区分	自己負担限度額(月額)
標準報酬月額53万~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%

1. 34,800円
2. 58,000円
3. 171,020円
4. 205,820円

(問題3 1)

(設問F) KY株式会社に勤務している川野さん(37歳)は、2019年9月から傷病手当金を受給しており、2019年11月20日にKY社を退職する予定である。川野さんの協会けんぽの加入状況が以下のとおりである場合、資格喪失後の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

<川野さんの協会けんぽの加入状況>

	KX社	KY社
入社日 (被保険者資格取得日)	2015年4月 1日	2019年 5月 1日
退職(予定)日	2019年4月30日	2019年11月20日

※KX社、KY社ともに協会けんぽの適用事業所である。

1. 川野さんは、KY社の資格喪失の前日まで協会けんぽの被保険者であった期間が引き続き1年以上あるため、KY社の退職後も継続して傷病手当金が支給される。
2. 川野さんがKY社の退職日に出勤した場合、退職後に傷病手当金は支給されない。
3. 川野さんに資格喪失後の傷病手当金が支給される場合、その傷病手当金はKY社の退職日から1年6ヵ月の範囲内で支給される。
4. 川野さんに資格喪失後の傷病手当金が支給されており、川野さんがその傷病手当金を受給中に死亡した場合、一定の人に埋葬料が支給される。

(問題3 2)

(設問G) 国民年金の任意加入被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、国民年金の第2号および第3号被保険者ではないものとする。

1. 日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の人は、任意加入被保険者となることができる。
2. 日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満で、老齢給付の受給権がない人は、生年月日にかかわらず、任意加入被保険者となることができる。
3. 任意加入被保険者は、保険料の免除を受けることができない。
4. 日本国内に住所を有する任意加入被保険者が保険料を滞納し、督促状の指定期限までに保険料を納付しないときは、指定期限の翌日に被保険者資格を喪失する。

問7

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭29.4.2～昭30.4.1	—	61歳	—	60歳
昭30.4.2～昭31.4.1	—	62歳	—	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	〃	—	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,626円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 780,100円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 390,100円

[老齢基礎年金の満額] 780,100円

[老齢基礎年金の振替加算額]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	20,879円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	15,042円

(問題 3 3)

(設問A) Y A株式会社に勤務している北村幸一さんが65歳の誕生月の末日にY A社を退職する場合、以下の<資料>に基づき幸一さんが退職後に受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[北村さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
北村 幸一	本人	<ul style="list-style-type: none"> 1962 (昭和37)年4月20日生まれ(57歳) 1985 (昭和60)年4月にY A社に入社(厚生年金加入)し、65歳の誕生月の月末まで厚生年金に加入して働く予定である。
北村 純子	妻	<ul style="list-style-type: none"> 1960 (昭和35)年4月10日生まれ(59歳) 1983 (昭和58)年4月にY B社に入社(厚生年金加入)し、1991 (平成3)年3月に退職。その後は専業主婦である。

※純子さんは幸一さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。
 ※北村さん夫婦に子はいない。

[幸一さんの厚生年金加入歴]

1985年 (昭和60年) 4月	2003年 (平成15年) 4月	60歳	退職
▲	▼	▲	▲
入社			

被保険者期間 216月 平均標準報酬月額 30万円	被保険者期間 228月 平均標準報酬額 50万円	被保険者期間 61月 平均標準報酬額 50万円
------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------

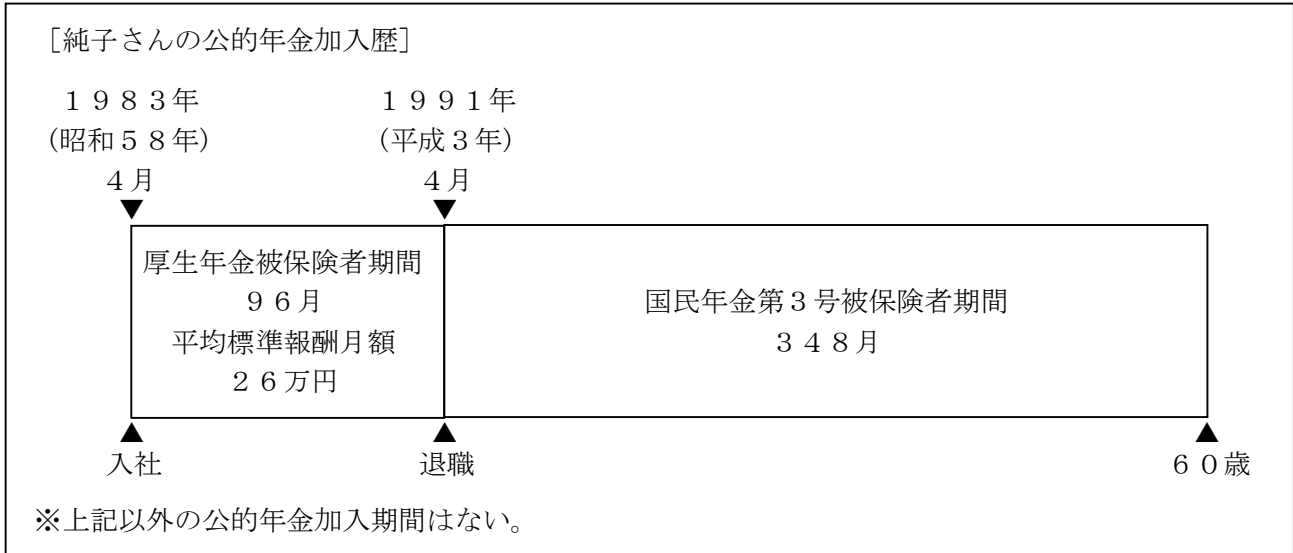
※上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 1,975,298円
2. 1,990,340円
3. 2,034,185円
4. 2,365,398円

(問題 3 4)

(設問 B) (問題 3 3) の純子さんの公的年金加入歴が以下の<資料>のとおりである場合、夫の幸一さんが 6 5 歳に達した以後、純子さんが受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 721,593円
2. 899,509円
3. 914,551円
4. 920,388円

(問題 35)

(設問C) YC株式会社に勤務している宮本秀則さんが64歳の誕生月の末日にYC社を退職する場合、退職後に受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金は、長期加入者特例に該当する。以下の<資料>に基づき、秀則さんが受け取ることができる長期加入者特例による年金の額として、正しいものはどれか。なお、長期加入者特例とは、一定の要件を満たす場合に、報酬比例部分の支給開始年齢から、報酬比例部分と定額部分が支給されるものである。

<資料>

[秀則さんのデータ]

- ・ 1960(昭和35)年4月25日生まれ(59歳)
- ・ 1979(昭和54)年4月にYC社に入社(厚生年金加入)し、64歳の誕生月の月末まで厚生年金に加入して働く予定である。
- ・ 配偶者および子はいない。

[秀則さんの厚生年金加入歴]

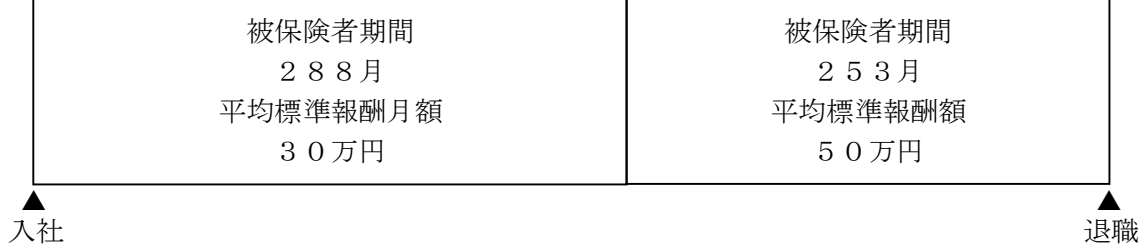
1979年
(昭和54年)

4月



2003年
(平成15年)

4月



※上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 2,089,047円
2. 2,089,427円
3. 2,188,613円
4. 2,479,527円

(問題36)

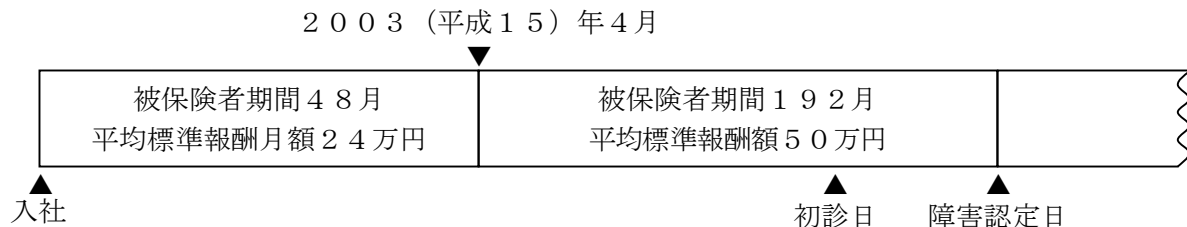
(設問D) Q A株式会社に勤務している杉山清太さん(43歳)は、休日にケガをして障害等級2級の認定を受け、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づく、清太さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[清太さんのデータ]

- ・ 1976(昭和51)年10月1日生まれ(43歳)
- ・ 妻(45歳)および長男(10歳)と同居している。
- ・ 妻および長男はいずれも障害者ではない。
- ・ 妻および長男は清太さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[清太さんの厚生年金加入歴等]



[障害厚生年金(2級)の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額=①+②

① 2003(平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003(平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003(平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003(平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[障害厚生年金の配偶者の加給年金額]

224,500円

[障害基礎年金(2級)の年金額]

780,100円

[障害基礎年金の子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 224,500円

1. 障害基礎年金	780,100円	障害厚生年金	832,756円
2. 障害基礎年金	780,100円	障害厚生年金	984,820円
3. 障害基礎年金	1,004,600円	障害厚生年金	832,756円
4. 障害基礎年金	1,004,600円	障害厚生年金	984,820円

(問題37)

(設問E) 松尾玲子さんの夫の恭介さんは、2019年10月10日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づく、恭介さんの死亡により玲子さんが受け取ることのできる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[松尾さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
松尾 玲子	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1977 (昭和52)年2月3日生まれ (42歳) ・ 30歳の時に恭介さんと結婚した。 ・ 結婚してから恭介さん死亡時まで恭介さんに生計を維持されていた。 ・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を継続して納付している。
松尾 恭介	夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1975 (昭和50)年1月7日生まれ (死亡当時44歳) ・ 20歳から自営業者 (国民年金の第1号被保険者)として、国民年金保険料と付加保険料を継続して納付していた。 ・ 障害基礎年金の受給権者であったことはない。

※松尾さん夫婦に子はいない。

※松尾さん夫婦にはいずれも厚生年金の加入歴はない。

1. 玲子さんが死亡一時金を受給する場合、恭介さんが付加保険料を3年以上納付しているため、死亡一時金の額に一定額が加算される。
2. 玲子さんが死亡一時金を受給する場合、寡婦年金は支給されない。
3. 玲子さんが寡婦年金を受給する場合、2019年11月分から受給することができる。
4. 玲子さんが寡婦年金を受給した場合、玲子さんが恭介さんの父の養子となっても、寡婦年金の受給権は消滅しない。

(問題 38)

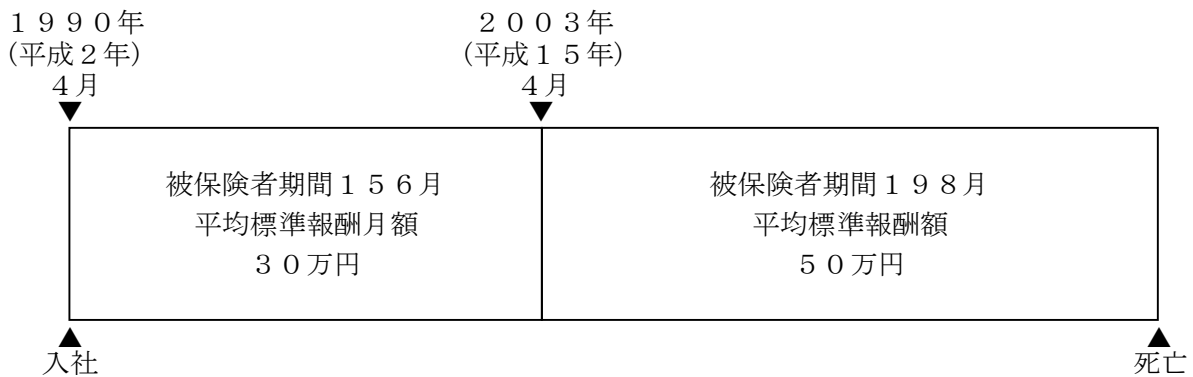
(設問 F) R K 株式会社に勤務していた西岡三郎さん (52 歳) は、厚生年金加入中の 2019 年 10 月 19 日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、三郎さんが死亡した時点で啓子さんに支給される遺族厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[西岡さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
西岡 啓子	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> 1971 (昭和 46) 年 12 月 7 日生まれ (47 歳) 26 歳の時に三郎さんと結婚し、以後専業主婦として三郎さんに生計を維持されていた。 厚生年金の加入歴はない。
西岡 三郎	夫	<ul style="list-style-type: none"> 1967 (昭和 42) 年 8 月 3 日生まれ (死亡当時 52 歳) 大学卒業後の 22 歳から死亡時まで R K 社に勤務 (厚生年金加入) していた。
西岡 真二	長男	<ul style="list-style-type: none"> 1998 (平成 10) 年 5 月 30 日生まれ (21 歳・大学生) 三郎さんに生計を維持されていた。

[三郎さんの厚生年金加入歴]



※上記以外の公的年金加入期間はない。

[遺族厚生年金の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金は、被保険者期間が 300 月未満の場合は、300 月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算額]

585,100 円

1. 657,052円
2. 876,069円
3. 1,242,152円
4. 1,461,169円

(問題39)

(設問G) 1955(昭和30)年5月生まれの人の老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金、付加年金および老齢厚生年金以外の受給権はないものとする。

1. 老齢基礎年金を繰下げ受給しても、付加年金額は増額されない。
2. 老齢厚生年金を繰下げ受給しても、加給年金額は増額されない。
3. 老齢基礎年金を繰下げ受給しても、振替加算額は増額されない。
4. 老齢厚生年金と老齢基礎年金は、どちらか一方のみを繰下げ受給することができる。

(問題40)

(設問H) 遺族厚生年金とその他の公的年金との支給調整に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問における遺族厚生年金の受給権は、長期要件により2007(平成19)年4月以降に発生したものとし、中高齢寡婦加算額および経過的寡婦加算額は加算されないものとする。

- ・ 公的年金においては、支給事由が異なる複数の年金の受給権を取得した場合、本人が選択する一つの年金のみが支給される「一人一年金の原則」があるが、遺族厚生年金については例外的に、(ア) 老齢基礎年金あるいは障害基礎年金と併給される。
- ・ また、(ア) 遺族厚生年金と老齢厚生年金は併給される。ただし、この場合は老齢厚生年金が優先して支給され、遺族厚生年金の額については老齢厚生年金相当額が支給停止される。この場合の遺族厚生年金は、老齢厚生年金の額を上回る場合に限り、その差額が支給されることとなる。
- ・ 夫の死亡に基づいて65歳以上の老齢厚生年金の受給権者である妻に支給される遺族厚生年金の額は、夫の被保険者期間に基づく報酬比例部分の4分の3に相当する額か、その額の(イ)の額と妻の老齢厚生年金の額の2分の1の額とを合算した額との、いずれか多い額とされる。
- ・ 老齢厚生年金と遺族厚生年金の両方を受給している者が、厚生年金の被保険者もしくは70歳以上の被用者である場合には、在職老齢年金の仕組みにより、(ウ) 支給停止の対象となる。

1. (ア) 受給権者の年齢にかかわらず
(イ) 2分の1
(ウ) 老齢厚生年金に限り
2. (ア) 受給権者の年齢にかかわらず
(イ) 3分の2
(ウ) 老齢厚生年金と遺族厚生年金ともに
3. (ア) 65歳以上の受給権者に限り
(イ) 2分の1
(ウ) 老齢厚生年金と遺族厚生年金ともに
4. (ア) 65歳以上の受給権者に限り
(イ) 3分の2
(ウ) 老齢厚生年金に限り

(問題 4 1)

(設問 I) 以下の<資料>は、社会保障協定を結んでいる相手国で働く場合に加入すべき社会保障制度についてまとめたものである。表の空欄 (ア) ~ (エ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

	派遣期間および就労状況	加入する社会保障制度
日本の事業主 による派遣	(ア) 以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保障制度
	上記派遣者の派遣期間が、予見できない事情により (ア) を超える場合	原則、(イ) の社会保障制度 両国の合意が得られた場合には、(ウ) の社会保障制度
	(ア) を超えると見込まれる長期派遣	協定相手国の社会保障制度
協定相手国での現地採用		(エ) の社会保障制度

1. (ア) 3年 (イ) 協定相手国 (ウ) 日本 (エ) 日本
2. (ア) 3年 (イ) 日本 (ウ) 協定相手国 (エ) 協定相手国
3. (ア) 5年 (イ) 日本 (ウ) 協定相手国 (エ) 日本
4. (ア) 5年 (イ) 協定相手国 (ウ) 日本 (エ) 協定相手国

問 8

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 2)

(設問A) 自営業者の明石さん(42歳3ヵ月)は、老後の年金が老齢基礎年金のみであることに不安を感じており、国民年金基金への加入を検討している。明石さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点で受給できる年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

<資料>

[給付の型と加入口数]					
給付の型		加入口数	受給年金月額(1口当たり)		給付の内容
1口目	A型	1口	15,000円	65歳～終身	15年保証期間付
2口目以降	A型	1口	5,000円	65歳～終身	15年保証期間付
	IV型	1口	5,000円	60歳～70歳	10年確定年金

[加算額の計算]

50歳未満の人が誕生日以外の月に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額			
	1口目の年金		2口目以降の年金	
42歳	1口	999円	1口当たり	333円
43歳	1口	1,056円	1口当たり	352円

1. 305,000円
2. 305,300円
3. 315,000円
4. 315,800円

(問題 4 3)

(設問B) 個人型確定拠出年金 (i D e C o) に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、年単位での拠出については考慮しないものとする。

1. 国民年金の第2号被保険者である公務員が i D e C o に拠出できる掛金の限度額は、月額 23,000円である。
2. 掛金額は月額1万円を下限として、拠出限度額の範囲内において1,000円単位で設定することができる。
3. 所得税の計算上、支払った掛金額の2分の1相当額が所得から控除される。
4. 老齢給付金は、通算加入者等期間が10年未満の場合、60歳から受け取ることはできない。

(問題 4 4)

(設問C) 中小企業退職金共済制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、短時間労働者については考慮せず、記載のない事項については、要件を満たしているものとする。

1. 掛金は全額事業主が負担し、増額や減額は一定の金額の範囲内で任意に行うことができる。
2. 新たに加入する事業主には国から掛金の助成があり、加入後4ヵ月目から1年間、掛金月額2分の1(上限5,000円)が減額される。
3. 使用人兼務役員は、加入することができない。
4. 退職金を分割して受け取る場合、所得税の計算上、公的年金等以外の雑所得となる。

(問題45)

(設問D) 小規模企業共済制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

小規模企業共済制度とは、小規模企業の経営者や会社役員などが、廃業後や退職後の生活資金などに充てるために積み立てる小規模企業共済法に基づいた共済制度である。

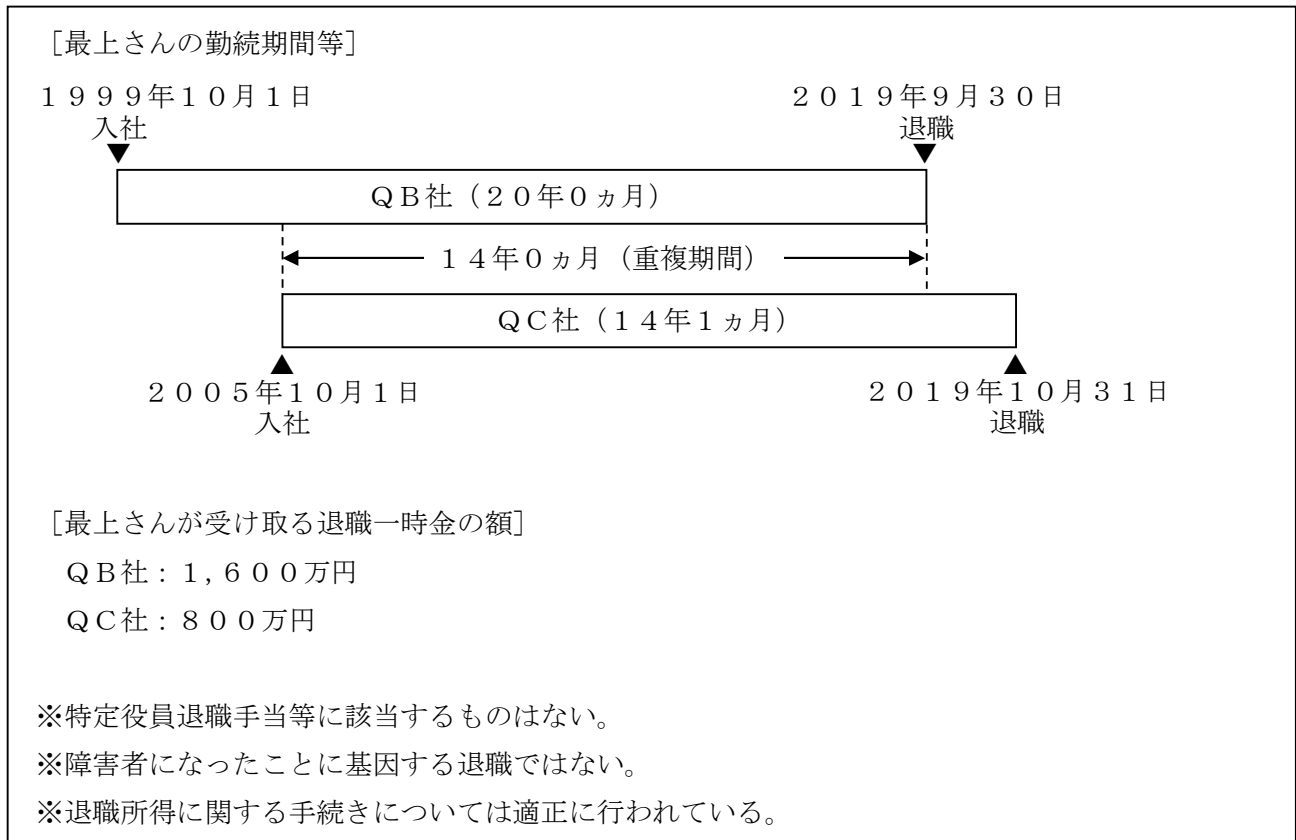
- ・ 掛金は、一人当たり月額1,000円から(ア)までの範囲内(500円単位)で任意に選択することができる。
- ・ 個人事業者である共済契約者の掛金は、所得税の事業所得の計算上、必要経費に算入することが(イ)。
- ・ 共済金の受取方法には、一括、分割、および両者の併用があるが、共済金の全部について分割受取りを選択する場合は、共済金の額が(ウ)以上あることが要件となる。

1. (ア) 7万円 (イ) できる (ウ) 500万円
2. (ア) 10万円 (イ) できる (ウ) 300万円
3. (ア) 10万円 (イ) できない (ウ) 500万円
4. (ア) 7万円 (イ) できない (ウ) 300万円

(問題 4 6)

(設問 E) 最上さんは、Q B 株式会社に勤務しており、そのほかに子会社である Q C 株式会社の取締役となっている。最上さんは 2 0 1 9 年中に定年退職を迎え、両社から同年中に退職一時金が支給される。以下の<資料>に基づく、最上さんの 2 0 1 9 年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに最上さんに退職所得はない。

<資料>



1. 7 6 5 万円
2. 8 0 0 万円
3. 9 0 0 万円
4. 9 2 0 万円

問9

中小法人の資金計画等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) GC株式会社の2019年12月の取引が、以下の<資料>の取引条件<ケース1>～<ケース3>の場合、以下の<資料>のキャッシュフロー計算書の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

<資料>

[取引条件]

	仕入	売上
<ケース1>	現金	現金
<ケース2>	現金	売掛
<ケース3>	買掛	売掛

※売掛金は翌月末日に入金され、買掛金は翌月末日に支払いとなる。また、他の取引はないものとする。

[GC社の損益計算書(抜粋)]

(自:2019年12月1日 至:2019年12月31日)

(単位:万円)

売上高			600
売上原価			
月初商品棚卸高	300		
当月仕入高	500		
月末商品棚卸高	300	500	
売上総利益			100

[GC社のキャッシュフロー計算書(抜粋)]

(自:2019年12月1日 至:2019年12月31日)

(単位:万円)

営業活動によるキャッシュフロー	***
投資活動によるキャッシュフロー	0
財務活動によるキャッシュフロー	0
現金および現金同等物の増加額	***
現金および現金同等物の月初残高	700
現金および現金同等物の月末残高	(ア)

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. <ケース1> 700 | <ケース2> 200 | <ケース3> 200 |
| 2. <ケース1> 700 | <ケース2> 800 | <ケース3> 200 |
| 3. <ケース1> 800 | <ケース2> 200 | <ケース3> 700 |
| 4. <ケース1> 800 | <ケース2> 800 | <ケース3> 700 |

(問題48)

(設問B) 中小企業者を対象とした信用保証協会の信用保証制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 対象となる中小企業者の要件として、会社の場合、資本金や常時使用する従業員数があり、いずれかに該当すれば中小企業者となる。
2. 中小企業者が信用保証協会の保証を受けて金融機関から融資を受ける場合、中小企業者は信用保証協会に対して信用保証料を支払わなければならない。
3. 一般保証における中小企業者1人への保証限度額は無担保の場合、3,000万円である。
4. 中小企業者が信用保証を受けた借入金を返済できなくなった場合、信用保証協会が借入金の残金の全額を金融機関に代位弁済する。

問10

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題49)

(設問A) 成年後見制度および後見制度支援信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年後見人は、その事務を行うに当たり必要なときは、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛の郵便物の転送を受けることができるが、その期間は1年が限度とされている。
2. 成年後見人が、成年被後見人が居住するマンションの賃貸借契約を解除するには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
3. 後見制度支援信託は、法定後見における成年後見と未成年後見において利用することができ、法定後見における保佐、補助および任意後見では利用することができない。
4. 後見制度支援信託において信託される金銭は、預金保険制度による保護の対象となる。

(問題50)

(設問B) 介護保険法に基づく介護施設に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、原則として要介護3以上の人が対象である。
2. 介護老人保健施設（老人保健施設）は、要支援1以上の人が対象である。
3. 介護医療院には施設基準によりI型とII型があり、I型は介護療養病床に相当する。
4. 介護医療院に入所したことにより被相続人が居住しなくなった自宅の敷地である宅地は、相続税における小規模宅地等の特例の適用上、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供していたものとされる。